

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,200円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,200円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,200円」とあるのは、「48,720円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,240円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の清水町介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。